

株 主 各 位

広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社 **ポプラ**  
代表取締役社長 目黒俊治

### 第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年5月29日（火曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年5月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1  
当社本社 会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第32期（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の第32期連結計算書類監査結果  
報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要性が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.poplar-cvs.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 事 業 報 告

〔平成18年 3月 1日から〕  
〔平成19年 2月28日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善に伴い、雇用状況の改善や設備投資の増加が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、原油価格の高騰や日銀のゼロ金利解除に伴う金利の上昇懸念など、先行き不透明感が継続しております。コンビニエンスストア業界におきましても、オーバーストアによる競合の激化や異業種との競合等が依然として続いており、既存店売上が回復せずに推移するなど、本格的な個人消費の回復には至っておりません。

このような情勢のなか、当社グループは「お客様第一」を実現できる競争力のある企業となるべく事業を展開してまいりました。組織体制については、競争力と利益の追求を図るために、中四国地区本部を東中国四国地区本部と西中国地区本部に分割し、6地区本部体制としました。この地区本部制度をさらに進め、迅速な業務推進ができる制度の見直しや「立地ニーズに合わせた店作り」を推進できる地域に密着した営業体制がとれる組織構築を進めました。店舗運営体制も利益追求を最優先課題として、コスト意識を高めた現場重視の業務体制の確立を進めました。新店開発においては、競争力強化型店舗スーパーコンビニの出店を出店計画の柱として位置付けて各地区で進めております。このスーパーコンビニは、出店立地に合わせて「都市型」「住宅立地型」「ロードサイド型」の3タイプで開発を進めております。

このような施策を行い、関東地区では新しく8店舗の出店、17店舗の閉店を行い、当連結会計年度末の店舗数は207店舗となり、関西地区では新しく2店舗の出店、7店舗の閉店を行い、当連結会計年度末の店舗数は55店舗となりました。また、北陸地区では新しく5店舗の出店、4店舗の閉店を行い、当連結会計年度末の店舗数は36店舗となり、組織分割を行った中四国地区におきましては東中国四国地区で新しく4店舗の出店、13店舗の閉店を行い、当連結会計年度末の店舗数は156店舗（期首165店舗）となり、西中国地区で新しく6店舗の出店、12店舗の閉店を行い、当連結会計年度末の店舗数は182店舗（期首188店舗）となりました。九州地区では新しく8店舗の出店、14店舗の閉店を行い、当連結会計年度末の店舗数は148店舗となりました。その結果、当連結会計年度の新規出店店舗数は33店舗（閉店67店舗、純減34店舗）、当連結会計年度末現在の店舗数は784店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社のチェーン全店売上高は110,798百万円（前連結会計年度比6.1%減）、当社グループの連結業績は、営業総収入62,179百万円（同3.4%減）、営業利益1,430百万円（同25.4%減）、経常利益1,428百万円（同27.7%減）、また、当期純利益は、569百万円（同38.5%減）となりました。

なお、当連結会計年度の営業総収入の内訳は、次のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比	前連結会計年度比
	千円	%	%
売 上 高	55,836,453	89.8	97.7
加 盟 店 か ら の 収 入	3,898,339	6.3	83.5
そ の 他 の 営 業 収 入	2,444,812	3.9	95.7
営 業 総 収 入	62,179,606	100.0	96.6

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額で1,434百万円であり、そのうち主なものは、次のとおりであります。

店舗用設備（新設直営店舗13店、新規貸与店舗19店等） 1,357百万円

## (3) 資金調達状況

平成18年5月には、当社において、公募により1,000,000株の時価発行（払込金額1株につき1,218.75円）をいたしました。

#### (4) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期	第29期 (平成16年2月期)	第30期 (平成17年2月期)	第31期 (平成18年2月期)	第32期 (当連結会計年度) (平成19年2月期)
営業総収入(千円)	71,347,713	71,891,382	64,377,334	62,179,606
経常利益(千円)	3,003,338	2,864,856	1,976,673	1,428,190
当期純利益(千円)	1,078,741	1,273,058	925,699	569,406
1株当たり 当期純利益(円)	119.20	140.61	102.40	58.08
総資産(千円)	32,946,264	25,831,106	25,384,597	24,890,754
純資産(千円)	8,553,114	9,626,726	10,436,551	11,982,396
1株当たり純資産額(円)	946.48	1,065.38	1,155.48	1,193.48

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第32期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

#### (5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用条件の改善や個人消費の増加などに支えられ、緩やかな景気回復基調が続くものと思われませんが、少子高齢化や金利上昇などの不透明な要因のため、コンビニエンスストア業界を取り巻く経営環境は、依然厳しい状況が続くと予測されます。

このような状況下、当社グループでは、今後10年間で勝ち残るためにチェーンストア本部として競争力の強化を最重要経営課題として取り組んでまいります。商品面では、地域に必要とされる品揃えの探索と開発を推進し、お客様に必要とされる品揃えの強化を進めています。また、地区本部体制の強化や組織の充実を図り、経営の効率化を図ってまいります。新規出店においては、競争力強化型店舗スーパーコンビニの店舗網拡大を進め、競争に打ち勝つ立地ニーズにあった店舗の出店開発を進めてまいります。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大黒屋食品株式会社	千円 10,000	% 100	珍味卸売業
ポプラ保険サービス有限公司	3,000	(注)63.3(36.7)	損害保険代理業
株式会社ハイ・リテイル・システム	10,000	100	コンビニエンスストアの経営

(注) 出資比率には、大黒屋食品株式会社による間接所有分(36.7%)を含めて記載しております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営を主要業務として営んでおります。

## (8) 主要な事業所及び店舗

当 社

### ① 事業所

本 社	広島市安佐北区
関東地区本部	川崎市川崎区
関西地区本部	大阪市中央区
西中国地区本部	広島市安佐北区
東中国四国地区本部	岡山県岡山市
九州地区本部	福岡市博多区
北陸地区本部	富山県高岡市
広島商品センター	広島市安佐北区
福岡商品センター	福岡県糟屋郡粕屋町
北九州商品センター	北九州市八幡西区
山陰商品センター	島根県安来市
岡山商品センター	岡山県総社市
坂出商品センター	香川県坂出市
神奈川商品センター	川崎市川崎区
広島工場	広島市安佐北区
岡山工場	岡山県総社市
福岡工場	福岡市博多区
神奈川工場	川崎市川崎区

② 店 舗				◎左記のうち直営店舗				
広	島	県	127店舗	広	島	県	59店舗	
福	岡	県	105店舗	福	岡	県	37店舗	
佐	賀	県	5店舗	佐	賀	県	2店舗	
大	分	県	22店舗	大	分	県	10店舗	
熊	本	県	16店舗	熊	本	県	9店舗	
山	口	県	34店舗	山	口	県	9店舗	
岡	山	県	27店舗	岡	山	県	14店舗	
鳥	取	県	52店舗	鳥	取	県	13店舗	
島	根	県	72店舗	島	根	県	10店舗	
兵	庫	県	24店舗	兵	庫	県	10店舗	
大	阪	府	19店舗	大	阪	府	11店舗	
京	都	府	9店舗	京	都	府	1店舗	
滋	賀	県	3店舗	愛	媛	県	3店舗	
愛	媛	県	10店舗	香	川	県	12店舗	
香	川	県	16店舗	東	京	都	23店舗	
東	京	都	134店舗	神	奈	川	県	6店舗
神	奈	川	県	千	葉	県	2店舗	
千	葉	県	10店舗	富	山	県	2店舗	
埼	玉	県	9店舗	石	川	県	3店舗	
富	山	県	31店舗			計	236店舗	
石	川	県	5店舗					
		計	784店舗					

子会社の事業所

大黒屋食品株式会社	広島市西区
ポプラ保険サービス有限公司	広島市安佐北区
株式会社ハイ・リテイル・システム	川崎市川崎区

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
640名	16名増

(注) 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、1,745名（1人1日8時間換算）であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
623名	19名増	37.2歳	5.7年

(注) 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、1,676名（1人1日8時間換算）であります。

## (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
農林漁業金融公庫	440,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 36,160,072株

(2) 発行済株式の総数 10,040,018株（うち自己株式7,991株）

(注) 当社は平成18年5月8日開催の取締役会において、公募による新株式発行について決議し、新たに普通株式1,000,000株を発行した結果、当社の発行済株式の総数は平成18年5月23日付で10,040,018株となりました。

(3) 株 主 数 5,695名

(4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
目 黒 俊 治	2,867,144株	28.57%
ポ プ ラ 協 栄 会	779,609	7.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	268,100	2.67
ポ プ ラ 社 員 持 株 会	261,831	2.60
株 式 会 社 広 島 銀 行	212,960	2.12
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	207,460	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	204,200	2.03
日興シティ信託銀行株式会社（投信口）	166,900	1.66
東京海上日動火災保険株式会社	159,720	1.59
林 武 成	148,037	1.47

(注) 出資比率は、自己株式（7,991株）を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成19年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当または他の法人等の代表状況等
取締役社長 (代表取締役)	目黒俊治	開発統括部長
取締役副社長 (代表取締役)	林武成	社長室長
専務取締役 (代表取締役)	半田之史	経営企画室長 株式会社ハイ・リテイル・システム代表取締役
取締役	水口厚	開発統括部東中国地区担当部長兼四国地区担当部長
取締役	宮崎進	関西地区本部長
常勤監査役	相良勝彦	
監査役	高橋仁	
監査役	岡秀明	岡法律事務所代表、光和商事株式会社監査役、株式会社伏光組監査役

- (注) 1. 監査役高橋 仁氏及び岡 秀明氏は社外監査役であります。  
 2. 監査役高橋 仁氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 監査役岡 秀明氏は弁護士の資格を有しております。  
 4. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
林武成	社長室長兼 中四国地区本部長	社長室長	平成18年6月1日
宮崎進	関西地区本部長	中四国地区本部長	平成18年6月1日
水口厚	開発統括部 四国地区担当部長	開発統括部 北陸地区担当部長	平成18年7月1日
林武成	社長室長	社長室長兼 中四国地区本部長	平成18年11月1日
水口厚	開発統括部 東中国地区担当部長 兼四国地区担当部長	開発統括部 四国地区担当部長	平成18年11月1日

## (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 払 人 員	報 酬 額
取 締 役	5名	131,240千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,440千円 ( 3,840千円)
合 計	8名	144,680千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成10年5月28日開催の第23期定時株主総会決議において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成10年5月28日開催の第23期定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### (i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

### (ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

### (iii) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### (iv) 当事業年度における主な活動状況

社外監査役の高橋 仁氏は当事業年度開催の取締役会のうち、2割に、また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、適宜質問し、意見を述べております。

社外監査役の岡 秀明氏は当事業年度開催の取締役会のうち、2割に、また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会で「株式会社の業務の適正を確保する体制」に関する基本方針として次のとおり決議いたしました。

##### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス基本規程を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 業務執行部門から独立した内部監査室により、コンプライアンス体制の整備及び向上を図ることとする。
- ③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
- ④ 監査役は当社の法令遵守の体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子的媒体（以下、文書等という）に記録し、検索性の高い状態で保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① コンプライアンス、環境、災害、商品、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部総務部が行うものとする。
- ② 新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに担当責任者を定める。
- ③ 内部監査室は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 経営上の最高意思決定機関である取締役会を基本的に月1回開催するほか、社長、副社長、専務ならびに本部長、室長により構成される本部長連絡会を毎月1回開催し、経営上の課題の迅速な解決を図るとともに、重要な事項についての報告、審議を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において詳細を定める。

**(5) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社及びグループ各社全体における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社の内部統制に関する担当部署を設け、グループ各社への指導・支援を実施する。
- ② 当社の内部監査室は、関係会社管理規程に従い、グループ各社の内部監査を実施し、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

**(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する。
- ② 前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

**(7) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

---

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。  
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(平成19年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>6,848,643</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,013,864</b>
現金及び預金	2,991,543	支払手形及び買掛金	3,407,690
受取手形及び売掛金	137,249	加盟店買掛金	1,952,795
加盟店貸勘定	353,125	短期借入金	112,000
たな卸資産	1,290,813	未払金	852,057
繰延税金資産	283,585	未払法人税等	4,281
未収法人税等	280,770	賞与引当金	110,508
その他	1,516,251	預り金	1,916,336
貸倒引当金	△ 4,695	その他	658,196
<b>固定資産</b>	<b>18,042,111</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,894,492</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>11,403,260</b>	長期借入金	328,000
建物及び構築物	6,056,947	退職給付引当金	380,967
機械装置及び運搬具	35,791	役員退職慰労引当金	3,763
器具備品	1,123,328	長期預り金	3,133,491
土地	4,113,672	繰延税金負債	48,271
建設仮勘定	73,520	<b>負債合計</b>	<b>12,908,357</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>351,076</b>	<b>純資産の部</b>	
のれん	4,200	<b>株主資本</b>	<b>11,897,160</b>
その他	346,876	資本金	2,410,137
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,287,774</b>	資本剰余金	2,649,164
投資有価証券	497,417	利益剰余金	6,848,157
長期貸付金	920,383	自己株式	△ 10,299
敷金・保証金	4,442,163	評価・換算差額等	74,987
繰延税金資産	767,849	その他有価証券評価差額金	74,987
その他	553,705	少数株主持分	10,248
貸倒引当金	△ 893,745	<b>純資産合計</b>	<b>11,982,396</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,890,754</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>24,890,754</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

〔平成18年3月1日から  
平成19年2月28日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
営業総収入	62,179,606
売上高	55,836,453
加盟店からの収入	3,898,339
その他の営業収入	2,444,812
売上原価	44,542,203
営業総利益	17,637,402
販売費及び一般管理費	16,207,231
営業利益	1,430,171
営業外収入	81,904
受取利息及び配当	25,718
受取手数料	11,106
その他	45,078
営業外費用	83,884
支払利息	27,857
株式交付費	19,758
持分法による投資損失	15,075
その他	21,193
経常利益	1,428,190
特別利益	107,423
前期損益修正益	15,691
固定資産売却益	24,260
貸倒引当金戻入	24,826
その他	42,645
特別損失	644,751
前期損益修正損	27,421
固定資産売却損	34,799
固定資産除却損	121,716
減損	254,566
店舗閉店損	180,140
その他	26,107
税金等調整前当期純利益	890,862
法人税、住民税及び事業税	132,050
法人税等調整額	188,040
少数株主利益	1,365
当期純利益	569,406

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成18年3月1日から  
平成19年2月28日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年2月28日残高	1,800,137	2,040,414	6,508,264	△ 9,943	10,338,873
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	610,000	608,750			1,218,750
剰余金の配当			△ 228,775		△ 228,775
利益処分による役員賞与			△ 739		△ 739
当期純利益			569,406		569,406
自己株式の取得				△ 355	△ 355
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	610,000	608,750	339,892	△ 355	1,558,286
平成19年2月28日残高	2,410,137	2,649,164	6,848,157	△ 10,299	11,897,160

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年2月28日残高	97,678	9,144	10,445,696
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			1,218,750
剰余金の配当			△ 228,775
利益処分による役員賞与			△ 739
当期純利益			569,406
自己株式の取得			△ 355
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 22,690	1,104	△ 21,586
連結会計年度中の変動額合計	△ 22,690	1,104	1,536,700
平成19年2月28日残高	74,987	10,248	11,982,396

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 41社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社大黒屋食品  
ポプラ保険サービス株式会社  
株式会社ハイ・リテイル・システム

#### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・会社名 株式会社キリン堂薬局

### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

#### ① 連結の範囲の変更

株式会社ミッドナイトサン他2社については新たに株式を取得したことから当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、有限会社岡田和徳商店他11社は清算により消滅、株式会社はやしストア他1社は株式を売却したため、損益計算書のみ連結しております。

#### ② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が1月31日及び12月31日であるもの(39社)は決算日の差異が3か月を超えていないため各社の事業年度の計算書類に基づき連結しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については調整を行っております。また決算日が3月31日から10月31日までの間に到来する連結子会社(2社)については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を連結しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商 品（店 舗）
- ・商 品（商品センター他）
- ・製品・原材料
- ・貯 蔵 品

売価還元法による原価法

月次総平均法による原価法

月次総平均法による原価法

最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しておりますが、一部連結子会社では定額法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 27年～38年

器具備品 3年～8年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株 式 交 付 費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

## ハ. 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

## ニ. 役員退職慰労引当金

大黒屋食品株式会社及びポプラ保険サービス有限会社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

また、平成15年2月17日開催の取締役会決議により、内規を変更し役員退職慰労金の基準額を平成15年2月末をもって固定したことに伴い、平成15年3月以降の繰入額は発生しておりません。

### ⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

### (6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### (7) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については5年間の均等償却を行っております。

### (8) 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

## 2. 会計方針の変更

（固定資産の減損に係る会計基準）

当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純利益は254,566千円減少しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、11,972,147千円であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	671,345千円
土地	1,035,791千円
投資有価証券	2,200千円
計	1,709,337千円

上記の資産は、短期借入金112,000千円、長期借入金328,000千円及び買掛金12千円の担保に供しております。

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,368,431千円

#### (3) 保証債務

関連会社である株式会社キリン堂薬局に対し、次のとおり2件の債務保証(連帯保証)を行っております。

仕入債務等	14,546千円
リース契約債務	19,380千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,040千株	1,000千株	一千株	10,040千株

(注) 発行済株式の総数の増加は、一般募集により、1,000千株の新株発行(払込期日:平成18年5月23日)を実施したことによる増加分であります。

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8千株	0千株	一千株	8千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成18年5月30日開催の第31期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	108,388千円
・1株当たり配当額	12円
・基準日	平成18年2月28日
・効力発生日	平成18年5月30日

ロ. 平成18年10月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	120,387千円
・1株当たり配当額	12円
・基準日	平成18年8月31日
・効力発生日	平成18年11月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
平成19年5月30日開催予定の第32期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	120,384千円
・1株当たり配当額	12円
・基準日	平成19年2月28日
・効力発生日	平成19年5月31日

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,193円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	58円08銭

# 貸借対照表

(平成19年 2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,502,166</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,851,054</b>
現金及び預金	2,724,094	支払手形	172,618
売掛金	60,232	買掛金	3,093,034
加盟店貸勘	462,012	加盟店買掛金	1,952,986
商製成品	1,149,424	加盟店借勘定	81,117
原材料	15,330	短期借入金	112,000
貯蔵品	31,634	未払金	850,185
前払費用	1,342	未払消費税等	90,797
前払費用	6,258	未払費用	174,848
短期貸付	357,853	預り金	1,898,561
立替金	170,740	前受収益	251,229
未収入金	292,867	賞与引当金	108,758
未収法人税等	666,979	設備支払手形	62,241
未収延税金	280,770	その他	2,676
繰上り当金	281,725	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,914,255</b>
繰上り当金	1,899	長期借入金	328,000
繰上り当金	1,000	退職給付引当金	354,624
<b>固 定 資 産</b>	<b>18,190,947</b>	長期預り金	104,292
有形固定資産	11,012,693	預り保証金	2,415,149
建物	4,890,080	預り敷金	712,189
構築物	997,891	<b>負 債 合 計</b>	<b>12,765,309</b>
機械及び装置	31,821	<b>純 資 産 の 部</b>	
車両運搬具	2,594	株主資本	11,936,792
器具備品	1,123,030	資本金	2,410,137
土地	3,893,754	資本剰余金	2,649,164
建設仮勘定	73,520	資本準備金	2,649,164
無形固定資産	307,571	利益剰余金	6,887,645
のれん	4,200	利益準備金	77,800
借地権	88,328	その他利益剰余金	6,809,844
ソフトウェア	152,472	別途積立金	3,941,300
電話加入権	50,227	繰越利益剰余金	2,868,544
水道施設利用権	12,342	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 10,154</b>
投資その他の資産	6,870,682	評価・換算差額等	△ 8,989
投資有価証券	317,549	その他有価証券評価差額金	△ 8,989
関係会社株	194,856	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,927,803</b>
長期貸付金	2,132,807	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>24,693,113</b>
長期前払費用	48,771		
繰上り税金	819,691		
敷金の保証金	4,445,922		
繰上り当金	214,004		
繰上り当金	△ 1,302,921		
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,693,113</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

〔平成18年3月1日から  
平成19年2月28日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 総 収 入	59,165,366
売 上 高	52,671,516
加 盟 店 か ら の 収 入	4,149,843
そ の 他 の 営 業 収 入	2,344,006
売 上 原 価	42,438,383
営 業 総 利 益	16,726,983
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,176,955
営 業 利 益	1,550,027
営 業 外 収 益	97,285
営 業 外 費 用	296,976
経 常 利 益	1,350,336
特 別 利 益	108,510
前 期 損 益 修 正 益	15,691
固 定 資 産 売 却 益	28,511
そ の 他	64,307
特 別 損 失	684,274
前 期 損 益 修 正 損	27,421
固 定 資 産 売 却 損	25,984
固 定 資 産 除 却 損	121,463
減 損 損 失	254,566
店 舗 閉 店 損 失	180,140
そ の 他	74,698
税 引 前 当 期 純 利 益	774,572
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	123,808
法 人 税 等 調 整 額	227,067
当 期 純 利 益	423,697

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔平成18年3月1日から〕  
〔平成19年2月28日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
平成18年2月28日残高	1,800,137	2,040,414	77,800	3,941,300	2,673,622
事業年度中の変動額					
新株の発行	610,000	608,750			
剰余金の配当					△ 228,775
当期純利益					423,697
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	610,000	608,750	-	-	194,922
平成19年2月28日残高	2,410,137	2,649,164	77,800	3,941,300	2,868,544

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金合計				
平成18年2月28日残高	6,692,722	△ 9,798	10,523,476	20,264	10,543,740
事業年度中の変動額					
新株の発行			1,218,750		1,218,750
剰余金の配当	△ 228,775		△ 228,775		△ 228,775
当期純利益	423,697		423,697		423,697
自己株式の取得		△ 355	△ 355		△ 355
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				△ 29,253	△ 29,253
事業年度中の変動額合計	194,922	△ 355	1,413,316	△ 29,253	1,384,062
平成19年2月28日残高	6,887,645	△ 10,154	11,936,792	△ 8,989	11,927,803

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
  - ② その他有価証券
- ・時価のあるもの

移動平均法による原価法

- ・時価のないもの

### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 (直営店舗)
- ・商品 (商品センター)
- ・製品・原材料
- ・貯蔵品

売価還元法による原価法

月次総平均法による原価法

月次総平均法による原価法

最終仕入原価法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 27年～38年

器具備品 3年～8年

#### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づいております。

### (3) 繰延資産の処理方法

#### 株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(7) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

## 2. 会計方針の変更

（固定資産の減損に係る会計基準）

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、税引前当期純利益は254,566千円減少しております。

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来資本の部の合計に相当する金額は、11,927,803千円であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建 物	599,727千円
構 築 物	71,617
土 地	1,035,791
投資有価証券	2,200
計	1,709,337

上記の資産は一年内返済予定長期借入金112,000千円、長期借入金328,000千円及び買掛金12千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,132,574千円

(3) 保証債務

関連会社に対し、次のとおり2件の債務保証（連帯保証）を行っております。

株式会社キリン堂薬局	仕入債務等	14,546千円
	リース契約債務	19,380千円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	204,445千円
② 短期金銭債務	118,215千円
③ 長期金銭債権	1,528,257千円
④ 長期金銭債務	192,178千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高・営業収入	1,331,643千円
② 仕入高	804,601千円
③ その他の営業取引	8,436千円
④ 営業取引以外の取引高	28,749千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7千株	0千株	－株	7千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	505,099千円
税務上の繰越欠損金	179,205千円
退職給付引当金	143,268千円
減損損失否認	89,132千円
賞与引当金	43,938千円
関係会社株式評価損否認	41,443千円
長期前払費用償却額否認	21,993千円
固定資産除却損否認	20,115千円
店舗閉店損失否認	16,375千円
その他	58,108千円
合計	1,118,680千円

繰延税金負債

未収事業税	17,263千円
-------	----------

繰延税金資産の純額	1,101,416千円
-----------	-------------

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	623,023千円	453,686千円	169,337千円
器具備品	968,111	776,571	191,540
その他	467,820	232,451	235,368
合計	2,058,956	1,462,709	596,246

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	322,342千円
1年超	296,611
合計	618,953

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	807,006千円
減価償却費相当額	725,518
支払利息相当額	18,820

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資金 (千円)	事業の 内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ハイ・リテイル・システム	10,000	コンビニエンスストア事業	(所有) 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	貸付金	—	長期貸付金	410,000
子会社	エフジーマイチャミー株式会社	10,000	コンビニエンスストア事業	(所有) 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	貸付金	—	長期貸付金	420,000
関連会社	株式会社麒麟堂薬局	12,000	ドラッグストア事業	(所有) 直接29.0%	資金の援助	貸付金	218,500	短期貸付金 長期貸付金	64,476 280,926

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,188円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円21銭    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成19年4月20日

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 俊治 殿

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 笠 原 壽太郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 世 良 敏 昭 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ポプラの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポプラ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなるため、この会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第32期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年4月24日

株式会社ポプラ 監査役会

常勤監査役 相 良 勝 彦 ㊟

社外監査役 高 橋 仁 ㊟

社外監査役 岡 秀 明 ㊟

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成19年4月20日

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 俊治 殿

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 笠 原 壽太郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 世 良 敏 昭 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ポプラの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果としての意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、会社は当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなるため、この会計基準により計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年 4月24日

株式会社ポプラ 監査役会

常勤監査役 相 良 勝 彦 ㊟

社外監査役 高 橋 仁 ㊟

社外監査役 岡 秀 明 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、企業体質強化のため内部留保に努めながら、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円 総額120,384,324円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成19年5月31日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。（変更案第5条）
- (2) 「会社法」及び「会社法施行規則」ならびに「会社計算規則」が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。
  - ① 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものであります。（変更案第11条）
  - ② 株主総会参考書類等の一部につき、法務省令に定めるところに従い、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるようにし、コスト削減に資することができるための規定を新設するものであります。（変更案第17条）

- ③ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第36条)
- (3) 条文の追加に伴い条数の繰下げ及び条文の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第6条～第10条 (条文省略) (新設)</p> <p>第11条～第15条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第6条～第10条 (現行どおり) <u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第11条 当社の株主 (実質株主を含む。<u>以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議については次の通りとする。</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第17条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議については次の通りとする。</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第19条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役相良勝彦氏は本総会の終結の時をもって任期満了、監査役岡 秀明氏は本総会の終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
1	相良勝彦 (昭和18年4月19日)	昭和41年4月 株式会社広島銀行入行 平成4年1月 同行三川町支店長 平成6年1月 同行事務センター長 平成9年5月 当社取締役経営企画室長 平成9年12月 当社取締役管理本部長 平成11年6月 当社取締役総務部長兼オーナー相談室長 平成13年8月 当社取締役管理本部長兼オーナー相談室長 平成15年3月 当社取締役内部監査室長兼オーナー相談室長 平成15年5月 当社常勤監査役（現在に至る）	22,087株
2	白田耕造 (昭和21年11月25日)	昭和49年4月 司法研修所入所 昭和51年4月 広島弁護士会登録 白田法律事務所 開業 代表就任（現在に至る） 平成12年5月 株式会社アスティ社外監査役就任 平成13年4月 広島県包括外部監査人就任 平成15年4月 広島弁護士会会長就任	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白田耕造氏は、社外監査役候補者であります。白田耕造氏を社外監査役候補者として選任をお願いする理由は、弁護士として企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると期待するためであります。
3. 第2号議案の承認可決を条件として、当社は白田耕造氏との間において、当該社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
澤 淳 夫 (昭和16年12月14日)	昭和45年10月 等松・青木監査法人 (現 監査法人トーマツ) 入社 昭和50年3月 公認会計士 登録 昭和57年6月 監査法人トーマツ社員就任 平成元年6月 監査法人トーマツ代表社員就任 平成16年6月 監査法人トーマツ退社 平成16年7月 亜細亜証券印刷株式会社(現:株 式会社プロネクサス) 監査役就任 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 澤 淳夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。澤 淳夫氏を補欠の社外監査役候補者として選任をお願いする理由は、公認会計士としての専門的な知識及び実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
3. 第2号議案の承認可決を条件として、補欠の社外監査役候補者である澤 淳夫氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間に会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

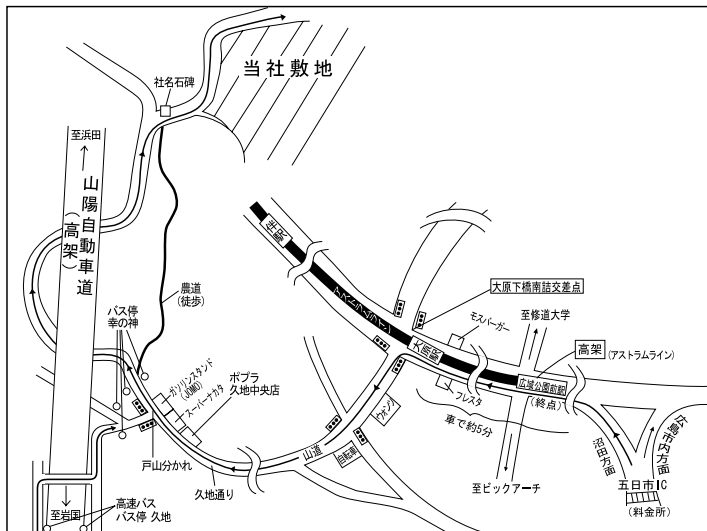
以 上

# 株主総会会場ご案内図

広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

当社本社 会議室

電話 082-837-3500



## ※高速バス時刻

(浜田駅行き) ※平成16年6月1日改正

広島駅新幹線口発—久地着 (広島電鉄)

8:00 8:41

(かんぼの郷庄原行き) ※平成19年4月1日改正

広島駅南口発—広島バスセンター経由—

8:45 9:00

久地着 (備北交通)

9:25

## ※郊外バス時刻

(くすの木台行き) ※平成19年4月1日改正

広島バスセンター発—幸の神着 (広島電鉄)

8:53 9:27

## 《交通》

### 1. 高速バスを利用される方 (本数が少ないのでお気を付け下さい。)

#### イ. 広島駅新幹線口から乗車の場合

広島駅 新幹線改札口—高速バスのりば (浜田行き)

所要時間約15分 下車: 久地 徒歩約15分 当社

#### ロ. 広島バスセンターから乗車の場合

広島駅 在来線改札口—路面電車 (比治山下経由は不可)

所要時間約20分 下車: 紙屋町 → 広島バスセンター—高速バスのりば

所要時間約30分 下車: 久地 徒歩約15分 当社 (広島そごう本館前)

### 2. 郊外バスを利用される方

広島駅 在来線改札口—路面電車 (比治山下経由は不可)

所要時間約20分 下車: 紙屋町 → 広島バスセンター—2番のりば (くすの木台行き)

所要時間約35分 下車: 幸の神 徒歩約10分 当社 (広島そごう本館前)

### 3. アストラムラインを利用される方

広島駅 在来線改札口—路面電車 (比治山下経由は不可)

所要時間約20分 下車: 紙屋町 → アストラムライン県庁前駅—所要時間約30分 下車: 大原駅

→バスに乗りかえ大原より 所要時間約10分 下車: 幸の神 徒歩約15分 当社

### 4. 車を利用される方

山陽自動車道を利用する場合

五日市インターを下りる→沼田方面に出る 約4km→

アストラムライン大原駅の交差点 (大原下橋南詰交差点) を左折する 約4km→

戸山分かれの信号を直進 約200m → 当社入口

(右にガソリンスタンドあり)

※ お帰りは別途御案内いたします。

